

くらしの 情報

Calendar
2014

6

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番
(FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番
- 教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗博物館…42局 3200 番
- くらじの郷…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番
- 上下水道課…42局 0408 番
- 中央浄水場…42局 0417 番
- 町立病院…42局 1231 番
- 鞍寿の里…42局 1233 番
- 鞍手駅…42局 0980 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番

税等



今月の納税 (6月)

- 町県民税—第1期分
- 国民健康保険税—第1期分

納期限は6月25日(水)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。

- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

税金の納付は 安心・便利で確実な 口座振替で

個人が納める町税は、口座振替にすると金融機関へ行く手間がいらす、納め



忘れもなくて安心です。毎月15日までに手続きをすれば翌月から口座振替ができます。どうぞご利用ください。申込用紙は町内の金融機関や役場税務住民課にあります。

- 必要なもの 納税通知書、通帳、通帳登録印
- 取引金融機関 直鞍農協、福岡ひびき信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行
- 振替日 毎月25日(金融機関が休みの場合は次の営業日)
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

税金は納期までに

税金は、町の財政にとって大切な財源です。この財源は町の運営や皆さん

の福祉・教育などに使われています。税金は納期までに納めましょう。また、納め忘れがある場合は、早めに納めましょう。

- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで
- 個人住民税が変わります

東日本大震災復興基本法の理念に基づき、地方公共団体で実施する防災・減災費用を確保するため平成26年度から平成35年度までの間、次のとおり個人住民税の均等割額が引き上げられます。

- 県民税 年千五百円が二千円
- 町民税 年三千円が三千五百円
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

相談



西村弁護士 無料法律相談

西村浩二弁護士による無料法律相談が行われます。受付は7人までです。

- とき 6月10日(火)
- ▽ 受付(順番の抽選)
- 午後0時45分から▽相談 ■ 午後1時から4時まで
- ところ くらじの郷
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで

一人で悩む前に… 心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談委員の皆さんが、あなたの悩みにおこたえします。

今月の補聴器相談日

- とき 6月25日(水)
- ▽ 受付 ■ 午後0時45分から▽相談 ■ 午後1時から3時まで
- ところ くらじの郷
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで

- 6月の補聴器相談が次のとおり行われます。
- 役場での相談 ▽とき ■ 6月6日(金) 午後1時から2時まで(九州補聴器センター) ▽とき ■ 6月12日(木) 午前11時から正午まで(九州リオン) ▽とき ■ 6月19日(木) 午後1時から2時まで(あさひ補聴器) ▽とき ■ 6月25日(水) 午後1時から2時まで(小倉補聴器)

役場の相談では、受付順の番号札を配布します。● くららて病院での相談 ▽とき ■ 6月5日(木) 午後2時から5時まで(九州リオン) ▽とき ■ 6月24日(火) 午後2時から4時30分まで(九州補聴器センター) ▽とき ■ 6月26日(木) 午後2時から5時まで(池田補聴器)

- 問い合わせ 役場福祉人権課福祉高齢者班またはくららて病院まで

女性への人権侵害 ひとりでも悩む前に 相談してみませんか

DV(家庭内暴力)、ストーカー行為、性被害を相談したい。セクハラ、パワハラで悩んでいるけど…。北九州市立男女共

同参画センター・ムーブでは、そんな女性のさまざまな人権侵害に関するホットラインを次のとおり開設します。秘密厳守、相談料無料ですので安心してご相談ください。

●とき 6月24日(火) 午前10時から午後5時まで

●相談電話 ☎(093)583局3331番または、(093)583局3663番まで

●問い合わせ 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ ☎(093)583局3939番まで

事業主のみならず最低賃金引上げのお悩みはワンストップ無料相談へ

福岡県最低賃金総合相談支援センターでは、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を対象に、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家による相談・派遣業務を無料で行っていきます。経営面や労働面での悩み解決にご活用ください。

●相談・問い合わせ 福岡県最低賃金総合相談支援センター ☎

(092)624局0606番まで

お気軽にご相談 鞍手地区就学相談

鞍手地区就学相談委員会では、障がいの程度によって特別支援学校(盲学校や聾学校など)で子どもに教育を受けさせるかどうかを考えている保護者を対象に、次のとおり就学相談(無料)を行います(事前にお申し込みください)。

●とき 9月4日(木)、5日(金)、8日(月)。時間は3日間とも午前9時から午後4時50分まで

●ところ 鞍手町中央公民館

●申込期限 6月13日(金)

●問い合わせ 教育課学校教育班まで

聞こえやいじぶんの発達でお悩みのとき 直方聾学校の教育相談

福岡県立直方聾学校では、次のとおり教育相談を行っています。

●とき 平日の午前9時から午後4時30分まで
●対象 聴覚障害による聞こえやことばの発達

で困っている子ども(0歳から18歳まで)とその保護者

●問い合わせ 福岡県立直方聾学校 ☎26局5351番、FAX 26局4601番まで

悪質な訪問販売・マルチ商法などの相談はお気軽に 悪質商法トラブル相談会

福岡県青年司法書士協議会では、次のとおり「悪質商法トラブル相談会」を開催します。相談は無料です。

●とき 6月28日(土) 午前10時から午後1時まで

●ところ 宮若コミュニティセンター「ハートフル」研修室

●申し込み・問い合わせ 司法書士・手嶋竜一 ☎(0942)23局6077番まで

労働者の権利を守る！ 労働トラブル110番にご相談ください

福岡県青年司法書士協議会では、賃金の未払い・サービス残業・解雇・パワハラ・セクハラなど様々な労働トラブルに関する相談に応じる「24時間労働トラブル110番」を

次のとおり開催します。普段は相談する時間が確保できないという人もこの機会にご相談ください。

●とき 6月14日(土) 午前10時から翌15日(日) 午前10時まで

●相談電話 ☎(092)724局9505番まで

●問い合わせ 司法書士・稲毛翔平 ☎(092)517局4289番まで

就職のお悩みは 就職支援センターにご相談ください

福岡県では、次のとおり、年代別・対象別の就職支援センターを設置し、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援に取り組んでいます。お気軽にご相談ください。

●若者しごとサポートセンター ▽対象 20歳以下 ▽お問い合わせ 筑豊プラランチ ☎(0948)23局1143番まで
●30代チャレンジ応援センター ▽対象 20歳～39歳 ▽お問い合わせ センター・福岡 ☎(092)720局8831番まで

●中高年就職支援センター ▽対象 40～64歳 ▽お問い合わせ センター・福岡 ☎(092)433局9211番まで

する正しい考え方や介助方法の習得を目的とした講座で、参加費は無料ですので、興味のある人はお申込みください。

●とき・内容 ▽一日目 7月5日(土)、「排泄ケアを学ぼう!!」 ▽二日目 7月12日(土)、「認知症を学ぼう!!」 両日とも午前10時から午後1時まで



家庭介護介助者養成講座のご案内

家庭介護に直面されている人、介護分野に従事されている人を対象に、家庭介護介助者養成講座を行います。すぐに役立つ知識や技術、介護に

●定員 20人
●受講料 無料
●申込期限 7月3日(木)まで
●申し込み・問い合わせ 麻生教育サービス株式会社 ☎(092)482局7006番まで

7月は同和問題 啓発強調月間



街頭啓発

●とき 7月15日(火)
①午前7時20分から ②午前10時から ③午後5時30分から (いずれも30分程度)
●ところ JR鞍手駅、スーパー川食、巖流市場、西日本シティ銀行、サングリーン鞍手など

鞍手町同和問題講演会

●とき 7月22日(火) 午後2時から
●ところ 鞍手町中央公民館
●演題 「ぬくもりのある人権のまちづくり」
●講師 子どもの学び館代表取締役 福永宅司さん
●手話通訳 手話通訳はあります
●問い合わせ 教育課社会教育班まで

一般公募による 救命講習を行います

直方・鞍手広域市町村
圏事務組合消防本部では
次のとおり、一般公募の
救命講習を行います。

●講習内容

▽普通救命講習Ⅰ（3時間）
成人の心肺蘇生法とAEDの取り扱い、その他の応急手当など▽上級救命講習（8時間）
成人・小児・乳児の心肺蘇生法と止血法、搬送法、その他の応急手当など

●とき

▽普通救命講習Ⅰ
7月6日（日）午前9時から正午まで▽上級救命講習
7月13日（日）午前8時30分から午後5時15分まで

●ところ

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部2階屋内訓練場（宮若市宮田16番1）

●定員

40人程度

●対象

▽普通救命講習Ⅰ
中学生以上の人▽上級救命講習
宮若市・鞍手町・小竹町在住もしくは、勤務している中学生以上の人

●申込方法

救命講習申請書（個人用）に記入のうえ、持参もしくはFAXにて（申込用紙

は当消防本部ホームページよりダウンロード可能）

●申込期限

▽普通救命講習Ⅰ
6月29日（日）▽上級救命講習Ⅱ
7月6日（日）

●問い合わせ

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部警防課救急消防係
☎（0949）32局1132番、FAX（0949）32局9425番まで

子育てマイスター 認定講習会のご案内

福岡県では、高齢者の皆さんに、その豊かな知識や経験を生かして地域の子育て支援の現場で活躍していただくための「ふくおか子育てマイスター」制度を実施しています。マイスター認定のための研修会を次のとおり開催しますので受講を希望される場合は、お問い合わせください。

●とき

7月4日（金）

●ところ

宗像ユリックス

●対象

60歳以上で子育て支援に関心のある人

●問い合わせ

福岡県70歳現役応援センター内「ふくおか子育てマイスター」コーナー
☎（092）481局

1312番まで（電話相談は平日の午前9時から午後5時、窓口相談は月曜日・水曜日の午前10時から午後4時まで）

緑を体感・学習できます 庭木の整姿と剪定講習 受講者募集

福岡県緑化センターでは、次のとおり「庭木の整姿と剪定」講習の参加者を募集しています。この機会に、緑に親しんでみませんか。

●とき

7月5日（土）午後1時30分から4時まで

●ところ

筑豊ハイッ（飯塚市庄内仁保）

●受講料

無料

●定員

35人（申込み先着順）

●申込期限

7月4日（金）

●申し込み・問い合わせ

福岡県緑化センター管理事務所
☎（0943）72局1193番まで（月曜日休館）

募集



県営住宅の入居者を募集します

福岡県住宅供給公社では、次のとおり県営住宅

副町長に 阿部哲さんを 選任しました。

5月14日、町議会の臨時会が開催され、5月20日で1期4年間の任期が満了する本松吉憲副町長の後任として、阿部哲さん（あべさとし・63歳・木月）を選任することが同意されました。

阿部副町長は、昭和49年4月に鞍手町役場に奉職。議会事務局長、企画財政課長、総務課長を歴任し、平成23年3月に退職してからは鞍手町社会福祉協議会の事務局長も務めてこられました。

任期は平成26年5月21日から平成30年5月20日までの4年間です。



新副町長 阿部 哲

の入居者を募集します。

●募集案内配布期間・募集期間

6月2日（月）から10日（火）まで

●募集案内配布場所

福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所直方出張所、鞍手町役場建設課など

●お問い合わせ

福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課
☎（092）781局8029番まで

農地の有効利用を!! 農地の受け手・出し手を募集します

福岡県では、公益財団法人福岡県農業振興推進機構を農地中間管理機構として指定し、6月に農地の「受け手」（農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手）の公

募と「出し手」（農地を貸したい農家）の募集を行います。

●募集案内配布期間・募集期間

6月2日（月）から10日（火）まで

●募集案内配布場所

福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所直方出張所、鞍手町役場建設課など

●お問い合わせ

福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課
☎（092）781局8029番まで

農地の有効利用を!! 農地の受け手・出し手を募集します

福岡県では、公益財団法人福岡県農業振興推進機構を農地中間管理機構として指定し、6月に農地の「受け手」（農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手）の公

ハート♡トウ・ハート♡ コンサートの合唱・ 演奏団員を募集

第九inみやわか実行委員会ではふくおか県民

文化祭県民文化創造事業として「直轄とともに第九をうたおう」八百八人プロジェクトを進めています。ベートトヴェンの第九を八百八十八人で楽しく歌えます。初心者大歓迎ですので興味のある人はご参加ください。

●練習日時

7月初旬より毎週水曜日の午後7時から、毎週日曜日の午後2時から

●練習場所

中央公民館

●参加費用

五千円（大学生以下は無料）

●公演日時

12月23日（火・祝日）

●公演場所

ユメニティのおがた

●お問い合わせ

第九inみやわか実行委員会
☎（070）5400局

7266番まで



お風呂はお休みです くらしの郷の休館日

くらしの郷の福祉棟(お風呂)と勤労者ふれあい棟(体育館)の6月の休館日は、次のとおりです。

- 休館日 2日(月)、9日(月)、15日(日)、16日(月)、23日(月)、30日(月)です。
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで

6月定例町議会を 傍聴してみませんか

鞍手町議会6月定例会を開会します。一般質問

と議案質疑の日程(予定)は次のとおりです。

議会には、年4回の定例会と必要ときに開会する臨時会があり、だれでも傍聴できます。

また、一般質問は6月定例会より手話通訳による傍聴ができるようになりました。手話通訳の申し込みについては、鞍手町ホームページまたは議会事務局までお問い合わせください。

- 一般質問 6月9日(月)、10日(火) 開会時間は午後1時。ただし、9日で終了すれば10日は休会となります。
- 議案質疑 6月11日(水) 開会時間は午後1時
- 問い合わせ 鞍手町議会事務局(役場内)まで

情報公開制度による 公開状況

町では、条例に基づいた情報公開を行ってまいりました。平成25年度の開示請求は次のとおりです。なお、個人情報保護条例に基づく保護の請求はありませんでした。

- 請求などがあつた件数
 - ▽請求など: 10件
 - ▽異議申し立て: なし
- 公開状況
 - ▽全部公開: 10件
 - ▽部分公開: なし
 - ▽非公開: なし
 - ▽該当情報なし: なし
 - ▽請求先 議会: なし
 - ▽公営企業管理者: なし
- 問い合わせ 役場総務課総務班まで

給水装置の指定工事 事業者を追加しました

水道管の新設や増設など給水装置の工事を行う事業者に、申請のあつた次の一社を追加指定しました。水道工事は町が指定した工事事業者しかできません。

- 洗設備 住所 中間市岩瀬二丁目28番地6号 電話 (093) 246局2602番
- 問い合わせ 役場上下水道課上水道班まで

スギ・ヒノキ林の 整備にお困りのときは 荒廃森林再生事業を ご活用ください

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、森林環境税を活用して、市町村が事業主体となり、森林の整備などを行う荒廃森林再生事業に取り組んでいます。所有されている町内のスギ・ヒノキ林を長期間手入れ出来ずお困りのときは、役場にご相談ください。

- 整備内容 間伐、枝落し、除伐など
- 実施主体 町から請け負った事業者が行います

●整備費用 町が負担(所有者の費用負担はありません)

●相談・問い合わせ 役場農政環境課農政環境班まで

経済センサスー基礎調査 および商業統計調査に ご協力ください

総務省と経済産業省では、7月1日現在で経済センサスー基礎調査および商業統計調査を行います。これは、商店や工場、営業所、事務所、学習塾、病院、寺院などすべての事業所が対象となるもので、事業内容や従業員数、経営組織などを調査します。回答は、調査票に記入する方法とインターネットを利用して回答する方法があります。6月下旬から調査員がお伺いしますのでご協力ください。なお、調査した内容は、統計法に基づき秘密が守られ、国の大切な基礎資料となります。

- 問い合わせ 役場政策推進課政策推進班まで

九州職業能力開発大学校 キャンパス見学会

九州職業能力開発大学校では次のとおりキャンパス見学会を行います。ものづくりに関係する機械系、電気系、電子情報系、建築系の4つのコースがあります。実際に「来て、見て、体感して」ください。参加希望日、名前、受験希望者は在籍、または出身高校名を電話、FAXまたはメールにてご連絡ください。



- 申し込み・問い合わせ 九州職業能力開発大学校学務課 (093) 963局8353番、FAX (093) 963局8387番、ghoshu@kyushu-pc.ac.jp
- 問い合わせ 役場農政環境課農政環境班まで



防火水槽の場所を示す看板

防火水槽や消火栓などの消防水利は消火活動に欠かせない施設です。消防水利がある場所は看板の設置や消火栓のフタを黄色に塗装するなどして位置を示しています。消防本部や消防団は消防水利が使用できるよう定期的に点検をしていますが、消防水利の場所に違法に駐車している車両があると、火災の際に使えなくなる事態が発生する恐れがあります。消防水利から5メートル以内は道路交通法で駐車が禁止されており、一刻を争う消防活動の妨げとなります。消防水利の近くには駐車しないよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 問い合わせ 役場総務課総務班まで

町内の交通事故発生状況



【4月中】		【累計】	
件数	6件(+ 1)	件数	28件(+ 2)
死者	0人(± 0)	死者	1人(- 1)
傷者	10人(+ 3)	傷者	38人(+ 2)

(カッコ内は前年比)

- とき 6月11日(水)
午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ ハピネスなかま(中間市通谷)
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所
☎(092)643局3168番まで

巡回交通事故相談

国民健康保険の加入者で70歳を迎えた人(昭和19年6月2日から7月1日までに生まれた人)に国民健康保険の高齢受給者証を次のとおり交付し

●国民健康保険から社会保険へ加入
14日以内に必ず届出を
国民健康保険に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場へ届け出てください。届け出を忘れたり、遅れたりすると後で医療費を返さなければならぬ場合があります。
●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

国民健康保険に加入している皆さん入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準

ます。なお、高齢受給者証が利用できるのは70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)からです。
●交付する日 6月26日(木) 午前9時から
●ところ 役場保険健康課保険年金班窓口
●必要なもの 国民健康保険証、印かん
●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【4月中】		【累計】	
刑法犯総数	119件(-15)	刑法犯総数	364件(-103)
車上ねらい	9件(- 6)	車上ねらい	44件(+ 7)
自転車盗難	16件(- 5)	自転車盗難	40件(- 18)
空き巣	5件(+ 1)	空き巣	20件(- 7)

生活安全課からのお知らせ

性犯罪に注意!!

- 不審者を見たら大声を出しましょう。
- 人気のない、暗い夜道の一人歩きは避けましょう。
- 寝るときは、自宅のドア窓のカギをかけましょう。
- 防犯ブザーなどの防犯グッズを持ち歩き、いつでも使えるように準備をしましょう。



お住まいの地区の犯罪発生状況は、県警のホームページで校区别的詳しい情報を確認できます。

直方警察署の最新情報はこちらから

福岡県警察

検索

<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>
直方警察署 ☎22局0110番まで

負担額減額認定証」は、外来診療でも使えます。もし、入院や高額な外来診療が決まったときは、早めに交付の手続きをしてくださいます。また、各認定証は国民健康保険税の納め忘れがある場合には交付されませんので、保険税は必ず納期限内に納めましょう。

●申請場所 役場保険健康課保険年金班窓口
●申請に必要なもの 印かん・国民健康保険証・住民税非課税世帯の人で、過去一年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類(領収書など)
●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

75歳になる前に後期高齢者医療に加入できます
一定の障がいがある65歳以上74歳以下の人は、申請すると後期高齢者医療制度に加入できます。後期高齢者医療制度の被保険者になるかならないかにより、加入する医療保険、保険料、一部負担

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯員全員が住民税非課税の場合、入院したときの食事代や入院、外来診療での窓口負担額が自己負担限度額までで済む限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を発行します。この認定証は、申請した月の1日からしか使えませんので、入院または高額な外来診療が決まったときは前もって交付の手続きをしてくださいます。すでに認定証を持っている場合は、記載されている

お話しつばい いろいろばた お話の会



今月は、ストーリーテリングの会あかずきんの皆さんに、昔ばなしをしていただきます。博物館ロビーに巨大な七夕飾りも作ります。
●とき 6月14日(土) 午前10時から
●ところ 歴史民俗博物館
●問い合わせ 歴史民俗博物館まで

休日の夜間の体調不良は急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

●問い合わせ 直轄急患センター
☎28局2840番まで

休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

●6月15日(日) くらてクリニック(古門)
☎43局3030番



児童手当を受け取るには 手続きが必要です

児童手当制度

児童手当は、児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るために、養育者に支給される制度です。認定請求をした日の属する月の翌月分から支給理由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

- **支給額** ▷ 0歳から3歳未満…15,000円 (一律) ▷ 3歳から小学校終了前…10,000円 (第3子以降は15,000円) ▷ 中学生…10,000円 (一律) ▷ 所得制限限度額以上の場合…5,000円 (一律)

手続きの方法

- **認定請求** 児童手当を受給するには「認定請求書」の提出が必要です。出生や転入などがあった翌日から15日以内に認定請求書を提出し、認定を受けなければ児童手当を受けることができません
- **届け出の内容が変わったとき** 次の①②に当てはまるときは15日以内に「変更届」の提出が必要です (①他の市町村に住所が変わったとき②出生などにより支給対象児童が増えたとき)

現況届の提出

6月分以降の児童手当を受け取るには、現況届が必要です。現況届の必要な人は、役場福祉人権課より届出書の通知を郵送します。現況届が提出されないと資格があっても6月分以降の児童手当を受け取ることができなくなります。早めの提出をお願いします。▷とき=6月2日(月)から6月30日(月)まで▷ところ=役場福祉人権課児童人権班▷必要なもの=現況届、印かん、添付書類(保険証の写し等)

- **問い合わせ** 詳しいことは役場福祉人権課児童人権班まで

後期高齢者医療の保険証を送付します
後期高齢者医療は、75歳以上の人が対象となる医療保険制度です。75歳の誕生日以降は、現在加入している医療保険にか

- **有効期限まで外来診療にも使うことができます。**
- **申請場所** 役場保健健康課保険年金班窓口
- **申請に必要なもの** 後期高齢者医療制度の保険証・印かん・過去一年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類(領収証など)
- **問い合わせ** 役場保健健康課保険年金班まで

介護保険証を交付します
7月に65歳を迎える人(昭和24年7月2日から8月1日まで)に生まれた人)に介護保険証を次のとおり交付します。将来介護が必要になったときや介護認定の申請のときに必要となりますので大切に

- **交付する日** 6月25日(水)、26日(木)の午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日は午後7時まで)
- **ところ** 役場福祉人権課福祉高齢者班窓口
- **必要なもの** 交付案内の通知はがき、印かん
- **問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

中小企業の最低賃金を引き上げるため助成金を支給します
事業場の最も低い時間給を四十円以上引き上げる中小企業に対して、賃金引き上げのための業務

- **改善経費の2分の1(企業規模30人以下の事業場には4分の3)を支給します。** 上限は百万円です。詳しくは福岡労働局労働基準部賃金課までお問い合わせください。
- **問い合わせ** 福岡労働局労働基準部賃金課 ☎(092) 4111局 4578まで



次の方々から寄附をいただきました。ありがとうございました(かっこ内は故人。故人敬称略)。
● **社会福祉協議会へ(「香典返し」)**

- ▽中野孝夫様 〓 木月(福次)
- ▽桑原杉枝様 〓 新北(達雄)
- ▽仲タツ子様 〓 城ヶ崎(猛)
- ▽峯幸子様 〓 中山南区(昭二)
- ▽岡田裕子様 〓 永谷(森マキ子)
- ▽添田公一様 〓 唐ヶ崎(明子)
- **社会福祉協議会へ(「一般」)**
- ▽戸谷健次郎様 〓 八尋
- **くらすて病院へ(「香典返し」)**
- ▽峯幸子様 〓 中山南区(昭二)

広報くらすてに広告を掲載しませんか。

- **掲載料(1か月あたり)**
▶ 全一段(縦43mm×横187mm) … 1万円
▶ 半一段(縦43mm×横91mm) … 5千円
- **申し込み期限** 発行日(毎月1日)の40日前まで
- **掲載の可否** 事前審査により決定
- **申し込み・問い合わせ** 役場政策推進課政策推進班まで



セレモニー・ホール
あんしん館
あん しん かん
鞍手町小牧2084-1(旧ダイヤブック)

※入会金(1万円)のみの
『鞍心会員』募集中!!

- ◆ **信頼…35年以上の経験!**
- ◆ **真心…心のこもったお葬儀を!**
- ◆ **安心…無理のないプランを!**

問合せ先



(有)花六葬儀社
鞍手町大字中山3024-42(昭和通り)
0120-41-8769